



令和9年度

岩倉市保育園送迎ステーション

《くるくる い〜わ号》利用のしおり



岩倉市保育園送迎ステーション

TEL (0587) 38-6003

岩倉市健康こども未来部こども家庭課

TEL (0587) 50-0372

1 はじめに

岩倉市には児童福祉法等に基づく保育施設として、私立認定こども園3園、私立保育園1園、公立保育園6園、私立小規模保育事業所2園があります。

保育施設では、多様な保育ニーズに応えながら、より良い環境を整え、次代を担う子どもたちが、健やかに成長することを願い保育しています。しかし、現在、保育施設への入園希望が多く、自宅近くの保育施設に入園できず、ご不便をおかけしている場合があります。

そのため、市内の保育施設を十分に活用し、地域的な偏りを解消することなどを目的として、岩倉駅前に送迎ステーションを設置し、自宅から離れた保育施設への送迎を行っています。

2 事業の内容について

◆事業内容

朝、岩倉駅前の送迎ステーションに到着する専用車に、保護者のお子さん
を乗車させていただいた後、市内を巡回して在籍する保育施設までお送りします。
また、夕方、保育施設を巡回して送迎ステーションまでお子さんを送り、保護者
に引き渡します。

◆場所 岩倉駅東 meLiV 岩倉1階（こどものまち保育園に併設）

岩倉市本町一丁目27番地2 TEL 0587（38）6003

◆対象児童

○1歳児から5歳児（4月1日時点の年齢）の、市内保育施設に2号認定・3号認定で在籍している児童。※認定こども園の1号認定（教育部の利用）の児童は対象外です。

○自宅と保育施設が離れている場合や、兄弟が別々の園に入園した場合、また、保護者の就労等の関係で、岩倉駅を基点にすることが便利な場合などです。

◆送迎する保育施設

- ・ 私立認定こども園（岩倉北幼稚園、曾野第二幼稚園子どもの庭保育園、ゆうか幼稚園）
- ・ 私立保育園（こどもの森保育園）
- ・ 私立小規模保育事業所（ゆうか さいち保育室）
- ・ 公立保育園（中部保育園、南部保育園、東部保育園、西部保育園、下寺保育園（仮称）五条川小学校区統合保育園（※））

※令和9年4月に北部保育園と仙奈保育園は統合され、（仮称）五条川小学校区統合保育園となります。

◆開所時間

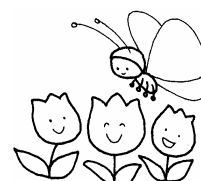
月曜日～土曜日

朝（送り時間）	午前7時30分から午前9時30分までの間の運行
夕方（迎え時間）	午後4時から午後7時までの間の運行

※朝または夕方の片方だけの利用も可能です。

◆利用料金

月額	
朝（送り時間）利用	1,850円
夕方（迎え時間）利用	1,850円



3 利用にあたって

◆申し込みについて

令和9年4月から利用の申込期間

令和9年1月7日（木）から2月10日（水）まで

- ① 期限までに送迎ステーションへお申し込みください。（このしおりの最終ページの申請書を提出してください。）
- ② 利用決定については、申込期間に申し込みのあった人の送迎の必要性を審査した上で決定します。
- ③ 運行上の都合により利用できない場合や、ご希望の時間にお受けできない場合があります。
- ④ 利用決定の通知は、令和9年3月頃になります。
- ⑤ 申込期間を過ぎた場合も、空きがあれば順次、受け付けします。

◆注意事項について

- ① 保育施設を欠席する場合は、送迎ステーションと保育施設の両方にご連絡ください。
- ② 在籍する保育施設との連絡事項は、保護者が直接連絡してください。
送迎ステーションでは、保育施設との取次ぎは行いません。
- ③ 登園後にお子さんが体調不良になった場合は、直接お迎えが必要となります。
- ④ 利用のキャンセルは、前日までに送迎ステーションと保育施設の両方にご連絡ください。
- ⑤ お迎えに来る人が通常と異なる場合は、ご連絡をお願いします。連絡のない場合は、お子さんを引き渡すことができません。
- ⑥ 土曜日は保護者が就労の場合のみご利用いただけます。
- ⑦ 朝夕両方を利用する場合も、在籍する保育施設とできる限り連絡を取り合い、週に1回程度は、施設を直接訪問してください。
- ⑧ 保育施設の行事の際には、通常どおりの時間であれば利用は可能ですが、親子での直接登園をおすすめします。
- ⑨ お盆や年末年始などで利用者が少ない場合は、車両や利用時間に変更になる場合があります。
- ⑩ 毎年度、利用者が入れ替わることで巡回コースが変わりますので、利用時間に変更になる場合があります。
- ⑪ 送迎の必要性の審査は毎年度行います。その結果、次年度は利用できなくなる場合があります。
- ⑫ 保育施設での保育時間に変更になる場合は、速やかに送迎ステーションにも報告してください。運行上可能であれば利用時間を変更することができます。
- ⑬ 利用を取りやめる場合には、中止届の提出が必要です。



4 災害時の対応について

- ・台風時、岩倉市に【暴風警報】【特別警報】が発令されている場合は、原則として保育施設が休園となりますので、送迎車両も運行しません。
 - ・【南海トラフ地震臨時情報】等、地震時の臨時情報が発せられた場合も、同様となります。
- (災害時の緊急対応については、在籍する保育施設のしおりをご覧ください。)
- ・警報が発令されていなくても、天候や道路の状況から判断して、安全な運行ができない場合は、運行を中止することがあります。

5 送迎ステーション Q & A

Q1：開所時間の範囲であれば、どんな時間でも送迎してもらえますか？

A1：利用時間は、ご希望の時間と保育施設での保育時間を参考にして送迎ステーションが指定した時間となります。

Q2：送迎車は安全ですか？

A2：送迎車は、主に2歳児以上の乗車を想定した幼児バスタイプの車両と、1歳児からの乗車を想定したチャイルドシート装着車両の2台を使用します。また、どちらの車両にも保育士1名が同乗し、安全性の確保に努めています。なお、運行上、お子さんの安全が確保できない場合は、利用できないことがあります。

Q3：兄弟が別々の保育施設に通っていますが、別々の施設に送迎してもらえますか？

A3：別々の保育施設への送迎も可能です。なお、別々の園に送迎する場合も、同じ園に送迎する場合も、人数分の利用料金がかかります。

Q4：1日だけの利用もできますか？

A4：1か月単位での継続的な利用を想定していますので、数日間だけのスポット的な利用はできません。

Q5：週3～4回の利用もできますか？

A5：送迎の申し込みは1か月単位となりますが、お仕事の都合などで毎日乗車する必要がない人は、申し込みの状況によって利用できる場合がありますので、ご相談ください。ただし、利用料金の日割りは行いません。

Q6：年度途中の申し込みもできますか？

A6：送迎ステーションの利用が必要になった場合は、年度途中でも申し込みできます。ただし、運行上の都合で利用できない場合があります。

Q7：送迎車に乗車している時間はどれくらいになりますか？

A7：年度当初の申し込み状況により決定した巡回コースによって異なります。原則として30分以内になるよう、2台の車両で効率よく巡回します。

Q8：認定こども園に在籍する1号認定（教育部の利用）の児童も利用できますか？

A8：利用できる児童は、保育施設に在籍する1歳児クラス以上の児童です。認定こども園では、2号認定・3号認定の保育を利用する児童は利用できますが、1号認定（教育部の利用）の児童は利用できません。

Q9：おやつを持たせることはできますか？

A9：原則として、送迎ステーション及び車両の中でおやつ等を提供することはできません。

Q10：お薬を持たせることはできますか？

A10：在籍する保育施設との連絡事項は、直接、保護者が行っていただくことになります。お薬の取次ぎや集金の取次ぎも、原則として、送迎ステーションでは行いません。

Q11：園で使用するものを運んでもらうことはできますか？

A11：バスのスペースに限りがありますので、手荷物1個程度でお願いします。なお、お昼寝用ふとんの交換が必要な園については、在籍園とご相談ください。

Q12：常時、保育施設で使用する荷物を送迎ステーションに預けておくことはできますか？

A12：送迎ステーションには待合室はありますが、荷物をお預かりする設備はないので、お預かりすることはできません。

Q13：送迎ステーションには、送迎の際に利用できる保護者用駐車場はありますか？

A13：送迎ステーションには、保護者用駐車場はありませんので、自転車または徒歩でお願いします。

Q14：具体的な申し込みは、どうすればいいですか？

A14：次ページの申請書に必要事項を記入して、岩倉市保育園送迎ステーション（岩倉駅東 meLiV 岩倉 1階 TEL0587-38-6003）に提出してください。また、利用決定前には、お子さんの面接を行います。

Q15：申し込みは先着順ですか？

A15：先着順ではありません。2ページに記載の期間内に申し込みされた人の送迎の必要性を審査させていただき、利用決定します。なお、定員は20人程度です。

Q16：送迎ステーションでは、出発時間まで子どもを預かってもらえるのですか？

A16：基本的には、保護者が直接、お子さんを乗車させていただいています。ただし、緊急時には、送迎ステーションでお預かりする体制は整っています。

Q17：送迎ステーションの利用料金は、幼児教育・保育の無償化の対象になりますか？

A17：対象にはなりません。

様式第 1 （第 7 条関係）

岩倉市保育園送迎ステーション事業利用申請書						
年 月 日						
岩 倉 市 長 殿						
保護者 住 所 氏 名 電 話						
次のとおり送迎ステーション事業の利用を申請します。						
児 童 名		(フリガナ) 氏 名		性 別	生 年 月 日	年 齢
				男 ・ 女	年 月 日	歳
保護者 氏 名	父			緊 急 連絡先		
	母					
保護者以外 の緊急連絡先		(フリガナ) 氏 名		保護者 との関係	緊急連絡先	
送りに来る人		氏名		送り 時間	午前 時 分	
迎えに来る人		氏名		迎え 時間	午後 時 分	
在籍（希望） する保育園等名				クラス名		
利用期間		年 月 日から 年 月 日まで				
送迎ステーション事業の利用を希望する理由						